

船舶事故調査報告書

平成30年7月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成29年11月6日 07時00分ごろ
発生場所	徳島県鳴門市亀浦港北方沖 孫崎灯台から真方位342° 1.5海里（M）付近 （概位 北緯34° 15.8′ 東経134° 38.0′）
事故の概要	漁船廣栄丸は、南東進中、また、プレジャーボート夏海は、漂泊中、両船が衝突した。 夏海は、船長及び同乗者1人が死亡し、同乗者2人が軽傷を負い、左舷後部の破口等を生じ、また、廣栄丸は、左舷船首部の擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	平成29年11月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 廣栄丸、3.0トン HG3-36738（漁船登録番号）、個人所有 10.55m（Lr）×2.74m×0.75m、FRP ディーゼル機関、143kW、平成2年6月25日 第260-31063号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 夏海、5トン未満 260-32017徳島、個人所有 5.32m（Lr）×1.78m×0.65m、FRP ガソリン機関、25.75kW、平成6年1月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 81歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月11日 免許証交付日 平成28年5月25日 （平成34年5月5日まで有効） B 船長B 男性 62歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年6月15日 免許証交付日 平成29年3月16日

	(平成34年3月18日まで有効) 同乗者B ₁ 男性 64歳
死傷者等	A なし B 死亡 2人(船長B及び同乗者B ₁)、軽傷 2人
損傷	A 左舷船首部に擦過傷、プロペラに曲損 B 左舷後部に破口、船尾部に割損、船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、水温 約21℃ 鳴門海峡の潮流(孫崎灯台の北北西方約1.5M)：北西流約0.9ノット(kn) 日出時刻：06時25分ごろ
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、鳴門海峡の大鳴門橋北方沖の漁場(以下「本件漁場」という。)で、北西流の潮流に乗じて1回目の引き縄漁を行ったのち、潮流で流される前の地点に戻る目的で、船長Aが操舵室左舷側で側壁にもたれ、操舵室中央の舵輪を右手で持ち、手動操舵により南進を開始した。</p> <p>船長Aは、釣り船や漁船が集まっている場所を避けたので、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首方、周囲の山及び魚群探知機(以下「魚探」という。)を見ながら航行を続けた。</p> <p>A船は、約10knの対地速力で南進中、魚探の水深を参考に漁具を投入する場所に向け、左転して南東進したところ、平成29年11月6日07時00分ごろ船首部とB船の左舷後部とが衝突し、B船の左舷船尾部に乗り上げて甲板及び船外機の上を通過したのち、右舷船尾側に着水した。</p> <p>船長Aは、衝撃でB船と衝突したことに気付き、機関を後進としてB船に接近し、B船が転覆したことを認めた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人である同乗者B₁ほか知人2人(以下「同乗者B₂」及び「同乗者B₃」という。)を乗せ、本件漁場付近の釣り場で、さおを両舷に2本ずつ舷外に出し、船長Bが、船首を北方に保持し、北西流の潮流に乗じて、06時40分ごろ流し釣りを開始した。</p> <p>船長Bは、B船が約500m流されたので、周囲の風景及び魚探を見ながら釣りを開始した場所に戻り、06時56分ごろ、釣りを再開した。</p> <p>B船は、船長Bが右舷後部に、同乗者B₁が左舷後部に、同乗者B₂が左舷前部に、同乗者B₃が右舷前部にそれぞれ海側を向いて椅子及びクーラーボックスに腰を掛け、4人で釣りをしていた。</p> <p>B船は、同乗者B₂が、さお先及びリールの糸進出量から目を離し、ふと顔を上げたところ、B船に向け接近するA船を至近に認め、A船の操舵室に見えた船長AがB船を見ていない様子で動かなかった</p>

	<p>ので、衝突の危険を感じ、3回「おーい」と叫んだが、07時00分ごろA船と衝突した。</p> <p>船長B、同乗者B₂及び同乗者B₃は、それぞれ左舷側に落水し、同乗者B₁は頭部を負傷して甲板上に倒れた。</p> <p>B船は、同乗者B₂及び同乗者B₃が、腹部を負傷して苦しそうにしていた船長BをB船上に乗せようとしたところ、左舷側に傾いて転覆した。</p> <p>付近にいた釣り船（以下「救助船」という。）は、本事故の発生に気づき、118番通報して救助に駆けつけ、A船と協力してB船の落水者全員を救助船に引き上げた。</p> <p>船長B及び同乗者3人は、救助船によって亀浦港に運ばれて救急車で病院に搬送された。</p> <p>B船は、A船によって同港にえい航された。</p> <p>船長B及び同乗者B₁は、搬送された病院で死亡が確認され、死因は船長Bが溺水、同乗者B₁が脳挫滅とそれぞれ検案され、また、同乗者B₂及び同乗者B₃は低体温症とそれぞれ診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、付図2 衝突状況図、写真1 A船、写真2 船長Aの操船姿勢、写真3 B船、写真4 B船の船尾部 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、ふだん、操舵室の中で身体を動かさずなどして見張りを行っていたが、本事故時、太陽光の海面反射で東方がまぶしいと感じていたので操舵室左舷側で側壁にもたれた姿勢で操船していた。</p> <p>船長Aは、太陽光の逆光等で、B船に気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>B船は、和船型で、海面から舷縁までの高さが、船首部約0.6m、船尾部約0.3mであり、甲板上に構造物がなかった。</p> <p>B船は、ふだん、同乗者3人が、見張りの補佐をして付近を航行する他船を見つける度に波が来る旨を声に出し、他船の航走波に注意していたが、釣り道具が根掛かりすることが多く、釣りを開始すると、全員が周囲の状況よりもさお先及びリールの糸進出量に注意していた。</p> <p>B船は、本事故時、同乗者B₁、同乗者B₂及び同乗者B₃が救命胴衣を着用していたが、船長Bが着用していなかった。</p> <p>B船は、A船のプロペラ痕がB船の船尾部に残っていた。</p> <p>同乗者B₂は、船長Bが右舷側を向いて釣りをしていたので、接近するA船に気付かなかったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A あり、B なし</p>

<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は、南東進中、船長Aが、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、航行の支障となる他船はいないものと思っていたこと、及び太陽光の海面反射で東方がまぶしいと感じ、操舵室の中で身体を動かすなどして前路の見張りを適切に行わなかったことから、漂流中のB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、船首を北方に保持し、同乗者3人と共に、さおを舷外に出し、流し釣りをしながら漂流中、釣りに注意を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>同乗者B₂及び同乗者B₃は、さお先及びリールの糸進出量に注意を向けていたことから、接近するA船に気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、鳴門海峡において、A船が南東進中、B船が漂流中、船長Aが、前路の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、釣りに注意を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、特定の方向を見続けることなく、操舵室の中で身体を動かすなど、周囲の常時適切な見張りを行うこと。 ・太陽光により見張りをしにくい場合、サングラスを使用することが望ましい。 ・海上交通量の多い海域において漂流する場合、周囲の見張りを適切に行い、接近する他船を認めた場合には、有効な音響による信号を行い、余裕のある時機に移動するなど、適切な措置を講じること。 ・小型船舶の暴露甲板に乗船している場合、救命胴衣を着用すること。 ・甲板上に構造物がない小型船舶が漂流して釣りをを行う際、自船の存在を示す旗等の目印を掲げることが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図



付図2 衝突状況図

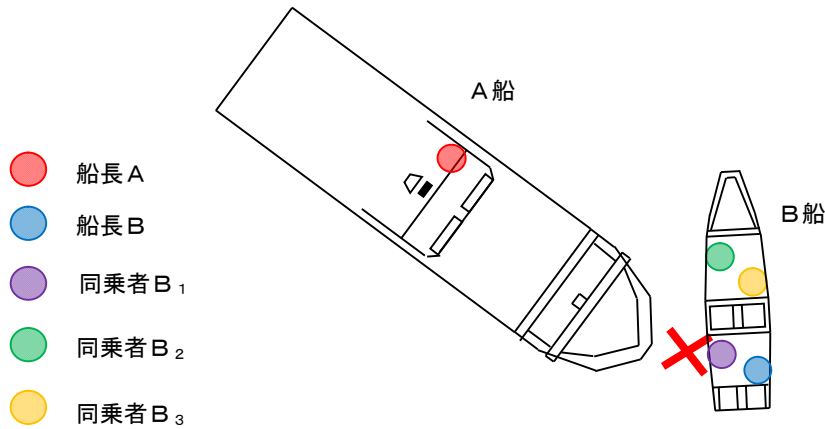


写真1 A船



写真2 船長A操船姿勢



写真3 B船



写真4 B船船尾部

